



三原市制施行20周年記念市民提案事業費補助金 Q&A



1 補助対象者			
Q1	法人で対象になる団体は？	A1	営利を目的とする株式会社、有限会社等は対象外ですが、それ以外は概ね対象となります。一般社団法人、財団法人、社会福祉法人、医療法人等は対象になります。
Q2	構成員5名以上の任意団体とは？	A2	市民活動団体、趣味のサークル、サロン活動の団体などを想定しています。
Q3	町内会も対象となりますか？	A3	住民組織は公共的団体に該当するため、対象になります。連合町内会や子ども会、女性会などは任意の団体として対象になります。
2 補助対象事業			
Q4	地域が行うイベントとは？	A4	町内会等で開催するお祭りなどを想定しています。毎年行うお祭りでも、市制施行20周年を記念して、例年より規模を拡充して実施する場合は、拡充部分が補助対象になります。
Q5	にぎわいの創出につながるイベントとは？	A5	市内外から、一定程度の集客が見込まれるもの、申請する団体の会員以外も参加できるもの、また広く一般に周知するもの等を想定しています。
Q6	今まで実施したことのあるイベントでも対象になりますか？	A6	実施したことのあるイベントでも、市制施行20周年を記念して、規模を拡充して実施する場合は、拡充部分が補助対象になります。 ※拡充部分以外は対象外です。
3 補助対象額			
Q7	人件費は対象となりますか？	A7	講師謝金など、外部に支払う報酬費などは対象となります。 申請団体の会員等への賃金、手当、謝金などは対象外です。
Q8	食糧費は対象となりますか？	A8	講師や出演者等など、外部へのお弁当、茶菓代などは対象となります。 申請団体の会員等への弁当等飲食にかかる費用は対象外です。
4 交付申請			
Q9	交付申請書はいつまでに提出したらいいいですか？	A9	申請書の内容を確認し、交付決定通知書を受け取ってから事業を開始してもらうことになります。内容を確認するため、事業を開始したい日の3週間前までに提出をお願いします。
5 変更申請			
Q10	変更申請を提出するのはどんなときですか？	A10	補助金の額が変わるとき、事業の期間が変わるときなどに提出をお願いします。 ※事業計画の変更がある場合は、まずご相談ください。

6 実績報告			
Q11	実績報告書はいつ提出すればいいですか？	A11	イベントだけでなく、その後の支払関係、まとめの会議等が終わってから、30日以内、又は令和8年3月31日までに提出してください。
7 その他			
Q12	同じ事業を年度内に2回実施する場合、2回とも補助金の対象になりますか？	A12	同じ事業で2回補助金交付を受けることはできません。違う事業や拡充した事業の拡充部分であれば、補助金の対象になります。
Q13	事業実施前に補助金を受け取ることはできますか？	A13	概算払い(事前の支払)を行うことができます。必要な場合は地域企画課までご相談ください。